

## 御嵩町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務委託 特記仕様書

### 第1. 業務概要

#### (1) 業務名称

御嵩町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務委託

#### (2) 業務内容

A) 基本設計業務

B) 実施設計業務

#### (3) 計画施設概要

① 施設名称：御嵩町役場本庁舎、防災拠点施設（町民ホール）

② 施設の場所：御嵩町中地内

③ 施設用途：庁舎（国土交通省告示第15号別添二 第四号2類）  
防災拠点施設（町民ホール）（国土交通省告示第15号別添二第十二号2類）

#### (4) 設計と条件

##### ① 敷地の条件

(ア)敷地面積：約37,000㎡のうち32,000㎡程度とする。

(庁舎用地北西約5,000㎡は保育園及び児童館用地)

(イ)用途地域：無指定

(ウ)都市計画区域：区域区分非設定

(エ)容積率：200%

(オ)建ぺい率：60%

(カ)防火地域：無指定

(キ)地域・地区等：指定なし

##### ② 施設の条件

(ア)庁舎の延床面積：約3,600㎡～約4,700㎡

(イ)防災拠点施設（町民ホール）の延床面積：約1,500㎡～約2,000㎡

(ウ)主要構造：庁舎は原則木造とする。止むを得ない理由がある場合は木造を含む他構造との混構造とすることができる。防災拠点施設（町民ホール）については、構造は提案による。

(エ)その他付帯施設：駐車場、駐輪場、屋外設備、外構、植栽、車庫及びその他必要となる施設全て

③ 建設の条件

(ア)工事費（予定）：30～35億円程度（外構・付帯工事を含む）

(イ)建設工期（予定）：令和3年度～令和4年度

(ウ)耐震安全性の分類：「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類は下記のとおりとする。

構造体類：I類

建築非構造部材類：A類

建築設備類：甲類

④ その他

(ア)受注者は、発注者が行う本業務に関する説明会等の際に、発注者の指示に従い必要書類を作成して提出するものとする。また必要に応じて発注者からの指示があれば説明会等に参加するものとする。

(イ)「御嵩町新庁舎建設基本構想」、「御嵩町新庁舎建設基本計画」による、諸室機能、設備機能の水準など様々な要求その他の諸条件を十分理解すること。

(ウ)防災拠点施設（町民ホール）については、災害時の運用及び平常時の利活用方法の効率的かつ現実的な提案をすること。また必要な諸室機能、設備機能及び規模等を、発注者と密な打合せを行い、発注者の意図を十分に理解した上で、発注者の指示に従い設計を行うこと。

## 第2. 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は「公共建築設計業務委託共通仕様書」を参考とし、発注者と受注者の協議により決定する。

### (1) 管理技術者の資格要件

① 管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に定める一級建築士であること。

② 本業務の実施にあたっては、「御嵩町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務委託プロポーザル実施要領」に基づき提出した配置予定技術者調書に記載した配置予定の管理技術者及び主任技術者を原則として変更することはできない。ただし、止むを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を発注者から得

るものとする。

(2) 設計業務の内容及び範囲

① 一般業務の範囲

A) 基本設計

- 建築（総合）基本設計
- 建築（構造）基本設計
- 電気設備基本設計
- 給排水衛生設備基本設計
- 空気調和・換気設備基本設計
- 昇降機等基本設計

B) 実施設計

- 建築（総合）実施設計
- 建築（構造）実施設計
- 電気設備実施設計
- 給排水衛生設備実施設計
- 空気調和・換気設備実施設計
- 昇降機等実施設計

② 追加業務の内容及び範囲

- 積算業務
- 概略工事工程表の作成及び年度別概算工事費の積算
- 透視図作成  
基本設計時：鳥瞰 2 種、外観 5 種、内観 10 種（A2 版、額有）  
実施設計時：鳥瞰 2 種、外観 5 種、内観 10 種（A2 版、額有）
- 模型作成（縮尺 200 分の 1 程度、アクリルケース入り、模型に使用する材料は提案による。）
- 日影図作成
- 上下水道、ガス、電力、通信等の調査及び関係機関との打合せ
- 電波障害調査業務（机上調査、現地調査により建設に伴う周辺への電波障害の影響を調査し、報告書を作成する。）
- 開発行為に関する事前協議手続業務
- 確認申請手続業務（手数料の納付は含まない。）
- 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく評価・認定取得業務

- 関係法令等に基づく各種申請手続き又は届出業務（標識看板の作成及び設置・撤去、設置報告書等の作成・届出を含む。）
- リサイクル計画書の作成
- 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- CASBEE 認証取得業務
- 総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成
- 付帯倉庫・車庫の規模の検討、設計及び積算業務
- 既存庁舎の仮使用承認に係る検討（新庁舎建物の完成後、現庁舎から引越しを行い、新庁舎を使用するために必要となる検討）
- 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する施設の設計等における特別な検討資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- 木材調達に係る検討及び調達仕様書作成支援業務
- 活用可能な補助金等の検討及び交付申請手続き支援業務
- その他（本設計業務に必要な業務は発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。）

### 第 3. 業務の実施

#### (1) 一般事項

- ① 基本設計業務は提示された設計と条件及び適用基準等によって行い、庁内会議及び町議会等と合意形成を図りながら進めるほか、町民ワークショップ等の意見を参考とするものとする。
- ② 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行い、必要に応じて庁内会議及び町議会等と合意形成を図りながら進めるものとする。
- ③ 工法、材料及び設備等については、可能な限り特殊なものを選定せず、原則として同等品を認めるなど、コスト縮減に努めるものとする。
- ④ 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- ⑤ 受注者は、業務の実施にあたって、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めるものとする。
- ⑥ 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、自己解釈のみによることなく発注者に照会し、発注者の意図を十分に理解するものとする。

る。

(2) 打合せ及び議事録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、発注者に提出する。

- ① 業務着手時
- ② 発注者又は受注者が必要と認めた時

(3) 適用基準等

本業務の実施にあたって、建築基準法その他関係法令及びその他これに基づく条例規則（下記参照）の規定のほか、特記なき場合は国土交通省大臣官房庁営繕部が制定もしくは監修したもの（最新版）によるものとする。

① 共通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の総合耐震計画・対津波基準
- 官庁施設の環境保全性基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 木造計画・設計基準
- 官庁施設における木造耐火建築物の整備指針
- 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- 岐阜県環境物品等調達方針
- 岐阜県福祉のまちづくり条例
- 岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱
- 岐阜県電子納品運用ガイドライン
- 岐阜県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（建設リサイクル法の実施に係る岐阜県指針）

② 建築

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 建築工事設計図書作成基準
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 建築設計基準
- 建築構造設計基準

- 建築工事標準詳細図
- 擁壁設計標準図
- 構内舗装・排水設計基準

③ 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- 営繕工事積算チェックマニュアル

④ 設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 電気通信設備工事共通仕様書
- 光ファイバーケーブル施工要領
- 機械工事共通仕様書（案）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引

⑤ 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築設備工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

(4) 貸与資料等

① 計画地資料等

(ア)敷地測量図（電子データあり）

② 資料の貸与及び返却

(ア)貸与場所：御嵩町役場

(イ)貸与時期：委託業務開始時

(ウ)返却場所：御嵩町役場

(エ)返却時期：委託業務完了時

(5) 部分引渡しの指定部分及び履行期限

部分引渡しの指定部分：基本設計成果品

指定部分の履行期限：令和2年10月9日

(6) 引渡し前における成果品の使用等

- ① 仕様書に規定のある場合又は監督職員が支持し受注者がこれを承諾した場合は、履行期間途中においても、成果品の全部又は一部を使用することが出来る。
- ② 引渡し前における成果品の全部又は一部の引渡しを求めた場合には、部分引渡承諾書を提出するものとする。

(7) 成果品の提出場所

➤ 御嵩町役場

(8) 成果品の取扱いについて

本業務の成果品の著作権及び所有権は、全て発注者に帰属する。なお、提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用するものとする。

(9) 業務計画書の提出

- ① 受注者は、契約締結後 10 日以内に業務計画書を作成の上、発注者に提出し、承認を得ること。
- ② 業務計画書には次の事項を記載すること。(任意様式)
  - (ア)検討業務内容
  - (イ)業務遂行方針
  - (ウ)業務詳細工程
  - (エ)業務実施体制及び組織図
  - (オ)管理技術者、各主任及び担当技術者の一覧表及び経歴書
  - (カ)協力者がある場合は、協力者の概要及びその技術者の一覧表
  - (キ)業務フローチャート
  - (ク)打合せ計画（業務詳細工程表に併記可）
  - (ケ)その他発注者が必要とする事項

(コ)成果品

- ③ 前項に定める事項の記載内容に追加又は変更が生じた場合には、速やかに文書で提出し、承認を得ること。

第4. 留意事項

(1) 他業務との調整

- ① 新庁舎等建設に伴い、別途「御嵩町新庁舎等オフィス環境整備支援業務（仮称）」、「御嵩町新庁舎等情報システム構築設計業務」、「御嵩町新庁舎等建設基盤詳細設計業務（仮称）」及びその他必要となる業務を委託する予定であり、本業務の実施過程においては、当該業務の受注者との作業調整及び協議を行いながら、設計業務を実施するものとする。
- ② 建設予定地における地質調査（ボーリング調査等）も今後実施する予定であるため、調査完了後、結果を提供するものとする。

(2) 説明会等への協力

- ① 受注者は、作成した設計図書について庁内会議及び町議会等で合意を得るために、協力するものとする。
- ② 受注者は、発注者の求めに応じ町民ワークショップや説明会等に出席し、資料作成、説明及び運営等の支援を行うものとする。
- ③ 上記①及び②の会議等における意見に基づき、発注者の指示により、設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。また発注者の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を報告し指示を受けるものとする。

(3) 現地調査について

各調査において、現地調査を伴うものについては、作業日程及び作業内容について打合せを行った上で実施するものとする。

(4) 確認申請手続きについて

受注者は当該設計業務の対象施設の建設に伴う建築基準法関係法令に適合させた図書を作成し、建築基準法関係法令の手続きを行うものとする。

① 確認申請図書の作成

(ア)受注者は、建築基準法関係法令に適合させた図書を完成させるまでは、その責任において行うものとする。



(イ)確認申請の手続きにおいて、「適合しない」若しくは「決定できない」と判断された場合などの設計内容の瑕疵は、受注者の責任において、適合させるものとする。

② 確認申請の手続き業務について

受注者は、確認申請の手続き（提出、説明、照合、受領業務、構造計算適合性判定）を行うものとする。

(5) 御嵩町産材の概要と木材利用方針

御嵩町では、森林経営信託事業を実施しており、当該事業又はその周囲における概ね 60 年生未満の御嵩町産材（スギ・ヒノキ）の活用を前提として本事業を実施する。調達木材に関しては、役場担当者との密な打合せを行うこと。

なお、木材利用に関しては、（小径木を含む）可能な限り多くの御嵩町産材を使用した設計を行うこと。

当該工事に使用する木材の調達先として想定している町有林の賦存量については、添付資料 1 を参照すること。

(6) 委託料

本業務は、3 年度に渡り業務を遂行するものであるが、各年度における費用支払方法については、年度毎に契約書に定める手続に従い支払うものとする。支払時期及び成果品は次のとおりとする。

契約書に定める支払額は、落札金額より発注者、受注者双方の協議にて決定するものとする。

① 令和元年度

支払額：0 円

② 令和 2 年度

支払時期：成果品納入後

成果品：基本設計業務に係る成果品

支払額：契約書に定める支払額（別途取引に係る消費税及び地方消費税の額）

③ 令和 3 年度

支払時期：成果品納入後

成果品：実施設計業務に係る成果品

支払額：契約書に定める支払額（別途取引に係る消費税及び地方消費税の額）

(7) その他

- ① 発注者は、受注者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し、業務の改善を受注者に求めることができる。
- ② 受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- ③ 受注者は、本業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責任に起因する場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- ④ 受注者は、業務の履行により個人情報の取扱いに当たっては、御嵩町個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- ⑤ 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。なお契約終了後も同様とする。
- ⑥ 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を順守しなければならない。
- ⑦ この特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議のうえ、決定するものとする。

第 5. 成果品、提出部数等

A) 基本設計

成果品等	原図 (原本)	複写版	製本形態	摘要
<p>a. 建築総合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築総合設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様概要表</li> <li>・ 仕上表</li> <li>・ 面積表及び求積図</li> <li>・ 敷地案内図</li> <li>・ 配置図</li> <li>・ 平面図 (各階)</li> <li>・ 断面図</li> <li>・ 立面図 (各面)</li> <li>・ 矩計図 (主要部詳細)</li> <li>・ 外構計画図</li> </ul> </li> <li>・ 基本設計説明書</li> <li>・ 工事費概算書</li> </ul>	<p>各 1 式</p> <p>1 部 1 部</p>		A 1 二つ折 製本 2 部	
<p>b. 建築構造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本構造計画案</li> <li>・ 構造計画概要書</li> <li>・ 構造仕様概要書</li> <li>・ 工事費概算書</li> <li>・ 構造設計説明書</li> </ul>	<p>1 部 1 部 1 部 1 部</p>			
<p>c. 電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気設備計画概要書</li> <li>・ 仕様概要書</li> <li>・ 工事費概算書</li> <li>・ 電気設備設計説明書</li> </ul>	<p>1 部 1 部 1 部</p>			
<p>d. 給排水衛生設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給排水衛生設備計画概要書</li> <li>・ 仕様概要書</li> <li>・ 工事費概算書</li> </ul>	<p>1 部 1 部 1 部</p>			

成果品等	原図 (原本)	複写版	製本形態	摘要
e. 空気調和・換気設備 ・空気調和・換気設備計画概要書 ・仕様概要書 ・工事費概算書	1部 1部 1部			
f. その他 ・透視図 ・模型 ・日影図	1部 1式 1部			
g. 資料・提出図書等 ・各技術資料 ・リサイクル計画書 ・各記録書 ・CADデータ ・防災計画書	1式 1部 1式 1式 1部			

(注意事項)

- 建築構造の成果品は建築総合基本設計の成果品の中に含めることができる。
- 電気設備、給排水衛生設備及び空気調和・換気設備の成果品は建築総合基本設計の成果品の中に含めることができる。
- 建築総合の設計図は、適宜、追加してもよい。
- 成果品は電子データとしてCD-R又はDVD-Rに収録し提出するものとする。
- CADデータの保存形式等については、原則JWW、DXFとする。
- 工事費概算書には、単価に関する資料（見積書、単価根拠等）を含むものとする。
- 成果品は、発注者と受注者との事前協議により、詳細を決定し、納品する。



成果品等	原図 (原本)	複写版	製本形態	摘要
b. 建築構造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築構造設計図               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様書</li> <li>・ 構造基準図</li> <li>・ 伏図（各階）</li> <li>・ 軸組図</li> <li>・ 部材断面表</li> <li>・ 各部断面図</li> <li>・ 標準詳細図</li> <li>・ 各部詳細図</li> </ul> </li> <li>・ 構造計算書</li> <li>・ 仕様書</li> <li>・ 工事内訳書</li> <li>・ 積算数量算出書</li> <li>・ 積算数量調書</li> <li>・ 確認申請図書</li> </ul>	各 1 式             1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	(3)部          (3)部   (3)部	A 1 二つ折 製本 3 部 縮小版 A 3 二つ折 製本 5 部	



<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算数量算出書</li> <li>・積算数量調書</li> <li>・確認申請図書</li> <li>・各種計算書</li> </ul>	<p>1 部 1 部 1 部 1 部</p>			
--	------------------------------------	--	--	--



成果品等	原図 (原本)	複写版	製本形態	摘要
d. 給排水衛生設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 給排水衛生設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 仕様書</li> <li>• 敷地案内図</li> <li>• 配置図</li> <li>• 機器表</li> <li>• 衛生器具設備図</li> <li>• 給水設備図</li> <li>• 排水設備図</li> <li>• 給湯設備図</li> <li>• 消火設備図</li> <li>• 厨房設備図</li> <li>• ガス設備図</li> <li>• さく井設備図</li> <li>• 屋外設備図</li> </ul> </li> <li>• 工事内訳書</li> <li>• 積算数量算出書</li> <li>• 積算数量調書</li> <li>• 確認申請図書</li> <li>• 各種計算書</li> </ul>	1式             1部 1部 1部 1部 1部	(3)部                    (3)部	A 1 二つ折 製本 3 部 縮小版 A 3 二つ折 製本 5 部	

成果品等	原図 (原本)	複写版	製本形態	摘要
e. 空気調和・換気設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空気調和・換気設備設計図</li> <li>・ 仕様書</li> <li>・ 敷地案内図</li> <li>・ 配置図</li> <li>・ 機器表</li> <li>・ 空気調和設備図</li> <li>・ 換気設備図</li> <li>・ 排煙設備図</li> <li>・ 自動制御設備図</li> <li>・ 屋外設備図</li> <li>・ 工事内訳書</li> <li>・ 積算数量算出書</li> <li>・ 積算数量調書</li> <li>・ 確認申請図書</li> <li>・ 各種計算書</li> </ul>	1 式           1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	(3)部           (3)部	A 1 二つ折 製本 3 部 縮小版 A 3 二つ折 製本 5 部	
f. その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 透視図</li> <li>・ 模型</li> <li>・ 日影図</li> <li>・ CASBEE認証届出書</li> <li>・ 福祉のまちづくり条例届出図書</li> <li>・ その他法・条例等申請図書</li> </ul>	1 部 1 式 1 部 1 部 1 部 1 部			

成果品等	原図 (原本)	複写版	製本形態	摘要
g. 資料・提出図書等 ・各技術資料 ・省エネルギー関係計算書 ・リサイクル計画書 ・各記録書 ・CADデータ ・電波障害調査報告書	1式 1部 1部 1式 1式 3部			

(注意事項)

- 建築構造の成果品は建築総合基本設計の成果品の中に含めることができる。
- 設計図は、適宜、追加してもよい。
- 成果品は電子データとしてCD-R又はDVD-Rに収録し提出するものとする。
- CADデータの保存形式等については、原則JWW、DXFとする。
- 工事内訳書には、単価に関する資料（見積書、単価根拠等）を含むものとする。
- 成果品は、発注者と受注者との事前協議により、詳細を決定し、納品する。